

オーナー経営者の退職給与(退職金)を考える

一般社団法人日本経営士会会員
有限会社多田羅会計事務所 取締役 丸山浩三

創業から携わってきた会社から分掌変更により退職給与の支給を受けた後も会長や相談役として会社にのこるケースはよくある事例です。その場合、税務調査によっては「実質的な退職の事実がない」として退職給与が否認されるケースがあります。

否認された場合には、会社側には法人税が発生し、併せて受け取った本人は役員賞与とみなされ所得税の大幅な追徴が課せられる場合があります。

※ 注意：役員賞与は事前確定届出給与のルールに従い損金に算入されます

1. 分掌変更の退職給与

分掌変更等の退職給与については法人税法基本通達9-2-32に規定されています。次の点がポイント。

- ①役員としての地位または職務の内容の激変
- ②実質的な退職「勤務関係の終了」の事実が必要
- ③報酬の激減現役時の50%未満

長年経営してきた会社にまだまだ現役同様に会社に出社したい気持ちや会社の経営も気になる。また給与を望むケースもよくあります。給与を激減させ現役時の50%未満にしたとしても他の従業員と比べて、給与水準より大きく上回っている場合は注意が必要です。

2. 対策のポイント形式だけでは不十分

形式的な対策

- ①報酬の減額
- ②登記の変更
- ③株主総会で実施、議事録で退職の周知

日常の対策一例（経営に参画していないこと）

- ①代表取締役の名刺は使用していない
- ②社内の重要書類などの捺印サインなどしていない
- ③銀行融資担当等の面接をしていない
- ④通帳や小切手、手形帳、金庫の管理をしていない
- ⑤月に数回の出社にするなど

3. 検証

前述の対策によって完全に否認されないというものではありません。否認しにくい内容を形成することが大切です。

全体的に見て分掌変更による退職金の支給が妥当であるかどうか総合的に判断します。

最後に、分掌変更による退職金支給は特定の条件で特例的に認めているものです。

顧問の税理士にご確認やご相談して慎重なご判断をお勧めします。

以上

一般社団法人日本経営士会四国支部香川県会
有限会社多田羅会計事務所
取締役 丸山浩三

お問い合わせ・ご相談は
0877-46-5474
info@tatara-kaikei.jp

適切な会計・経理が節税と健全経営の第一歩です
経営課題を解決する経営革新等支援機関認定事業者